

医療計画・感染症予防計画について

資料1-1

9月26日南檜山圏域連携推進会議において集約した医療計画・感染症予防計画への意見の反映状況

南檜山圏域からの意見	意見の反映状況
<p>医療計画についての意見 医師・看護職員等の確保については「確保に努めます」などの文言では、根本的な解決にはならない。例えば、へき地の町村の修学資金制度に対して北海道として財政支援する、初期研修医の研修先が都市部に偏らないよう全地域に均等配分できる仕組みをつくる、など具体的な方針を記載してほしい。</p>	<p>部分的に反映された。 医療計画素案第6章第7節2に「臨床研修病院の指定や、医師少数区域に配慮した定員の設定など、本道の実情に応じながら、医師臨床研修制度を推進」との記載あり。</p>
<p>感染症予防計画についての意見① 離島からの結核や新興感染症の患者搬送において、町役場や医療機関の負担を軽減すべく、北海道としてのサポート体制を財政支援も含め充実・強化することを記載してほしい。また、離島で感染した者は三次医療圏ごとの宿泊施設を利用するのが困難であるが、離島の町役場が島内に宿泊施設に準ずる施設を準備した場合の北海道としての財政支援について記載してほしい。</p>	<p>反映されていないため、江差保健所から改めて要望。 現在、協議中である。</p>
<p>感染症予防計画についての意見② 過疎地域は医師 1 名だけの医療機関が多く、医師が感染した場合には地域医療が停滞してしまいかねない。そういうことも想定して北海道としての対応を検討してほしい。</p>	<p>部分的に反映された。 感染症予防計画素案第6-2(10)に「各地域の実情に応じて(中略)切れ目のない医療提供体制の整備を図る」との記載あり。</p>
<p>感染症予防計画についての意見③ 独自で任意接種ワクチン事業をしている市町村があるが、市町村間の偏りが生じないよう北海道として財政支援するなど検討してほしい。</p>	<p>反映されていないが、北海道として、国に定期接種化等の要望をしていく、とのこと。</p>